

# 1. 計画の基本的事項

---

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画見直しの背景

玖珠町(以下「本町」といいます。)では、平成 25(2013)年 3 月に「玖珠町第 2 次環境基本計画」(以下、「第 2 次計画」といいます。)を策定し、「すくすく・わくわく 童・環の里 くす」を望ましい環境像として、4 つの基本目標のもと、環境施策に取り組んできました。

第 2 次計画の策定以降、社会情勢及び環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。地球温暖化\*分野では、平成 27(2015)年 12 月に採択された地球温暖化\*対策の国際的枠組み「パリ協定」を受けて、日本の地球温暖化\*対策を総合的、計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画\*」が平成 28(2016)年 5 月に策定されました。「パリ協定」では、21 世紀後半に温室効果ガス\*排出の実質ゼロを目指しており、令和 2(2020)年 10 月、わが国においても、「2050 年までのカーボンニュートラル\*の実現」を表明し、脱炭素社会\*の実現に向けて取り組むこととなりました。

生物多様性\*の分野では、愛知目標\*の達成年を令和 2(2020)年に迎え、令和 4(2022)年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)において、新しい国際目標が採択されました。生物多様性\*の確保は、安心して暮らせる環境の確保にもつながっており、生態系\*を基盤とした気候変動\*対策、防災・減災対策などが重視されています。

また、循環型社会\*の分野では、平成 30(2018)年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、食品ロス\*問題やマイクロプラスチック\*を含む海洋ごみ問題といった課題解決のための取組が示されています。

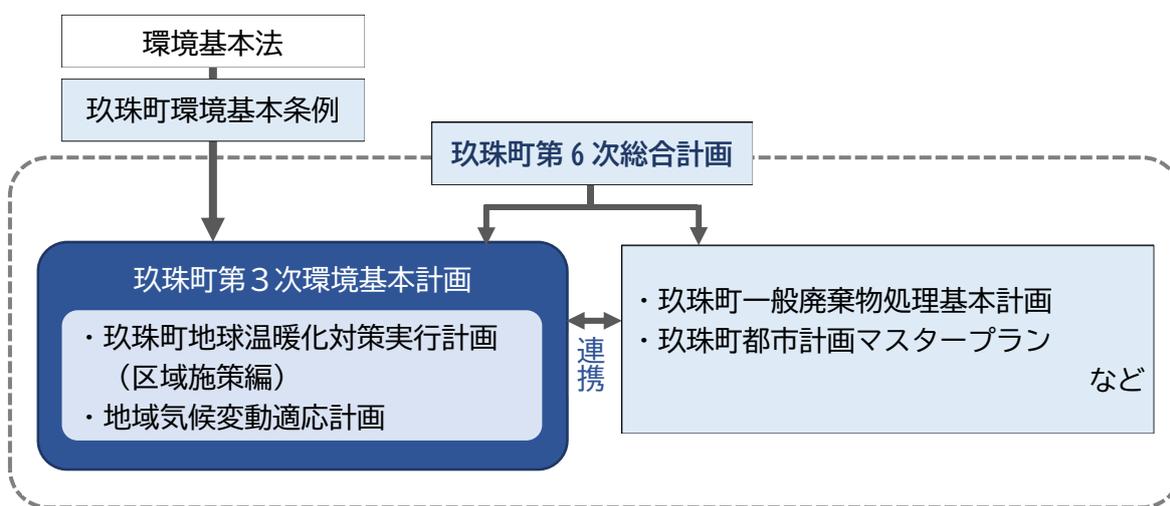
国においては、平成 30(2018)年に、国の「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であると示されました。また、同年に「気候変動適応計画\*」が閣議決定されるとともに、「気候変動適応法\*」が施行され、地方公共団体は、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動\*への適応策の推進が求められています。

こうした本町の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、第 2 次計画の計画期間の満了に伴い、「玖珠町第 3 次環境基本計画」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「玖珠町環境基本条例」第 9 条に基づき策定され、町民や事業者との協働のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。日々の生活に密着した生活環境(地域環境)の改善や、生活の場を取り巻く自然環境の保全を通して、生活の質と地域の価値を高めるだけでなく、地球環境の保全と持続的発展が可能な地域社会の形成に寄与します。また、「次代を担う子どもとともに 未来をつくるまち～住んでよかった童話の里～」を基本理念とする「玖珠町第 6 次総合計画」と整合性のある環境分野の計画として位置づけられます。

なお、本計画は、温室効果ガス\*の排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向けて定める「玖珠町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動\*適応に関する効果的な施策を推進する「地域気候変動適応計画」を内包しています。



■計画の位置づけ

## (3) 計画の期間

次世代への責任も見据えた長期的視野のもと取り組みを進めていくという観点から、本計画の計画期間は、21 世紀半ばを展望しつつ、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とします。

また、本町を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### (4) 計画の対象範囲

本計画は町内全域を対象地域とし、玖珠町環境基本条例の考え方をふまえて、以下に掲げる分野を対象範囲とします。

##### ■計画の対象範囲

環境分野	対象となる環境項目
地球環境	地球温暖化*、気候変動*、資源・エネルギー など
資源循環	ごみの減量、リサイクル*、廃棄物処理、食品ロス* など
自然環境	野生生物、自然景観、生態系*、外来種、生物多様性*、農地、自然とのふれあいの場(緑地、水辺、農地) など
生活環境 (地域環境)	大気、悪臭、水質、騒音・振動、土壌、地下水、有害物質、公園・街路樹、交通 など
環境活動	ふるさと(環境)学習、環境教育、環境保全活動、環境情報の発信 など